

# 群馬大学医学部附属病院システム統合センター規程

平成25. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 平成27. 9. 8

平成30. 4. 1

## (趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院システム統合センター（以下「センター」という。）に関して必要な事項を定める。

## (目 的)

第2条 センターは、附属病院における医療業務及び情報通信技術を活用したシステムの高度化、合理化、迅速化及び標準化を図り、併せて診療、教育、研究及び経営への支援を推進し、広く医学・医療の向上・発展に貢献することを目的とする。

## (定 義)

第3条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「病院システム」とは、医事会計システム、電子カルテシステム、オーダーリングシステム等の病院共通のシステムをいう。
- (2) 「部門システム」とは、放射線情報管理システム、検体検査システム、薬剤業務支援システム、重粒子線医学センターシステム等の各部門固有のシステムをいう。

## (業 務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 病院システム及び部門システム（以下「病院・部門システム」という。）の企画及び研究・開発に関すること。
- (2) 病院・部門システムの統合、管理及び運用に関すること。
- (3) 病院・部門システムの教育・指導に関すること。
- (4) 医療情報の管理及び提供に関すること。
- (5) 情報通信技術を活用した地域連携医療を支援するシステムの企画及び研究・開発に関すること。
- (6) 情報通信、電力エネルギー等のインフラの整備及び強化に係る企画及び研究・開発に関すること。
- (7) 病院・部門システムの統合及び強化による診療、教育、研究及び経営への支援に関すること。
- (8) その他センターの業務に関すること。

## (職 員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他必要な職員

## (組 織)

第6条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 企画管理部門
- (2) 研究開発部門

2 前項に規定する部門に、それぞれ部門長を置き、センター長が指名する。

(企画管理部門)

第7条 企画管理部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの業務の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 病院・部門システムの企画、統合、管理及び運用に関すること。
- (3) 病院・部門システムの教育・指導に関すること。
- (4) 医療情報の管理及び提供に関すること。
- (5) 情報通信技術を活用した地域連携医療を支援するシステムの企画に関すること。
- (6) 情報通信、電力エネルギー等のインフラの整備及び強化に係る企画に関すること。
- (7) その他企画管理部門の業務に関すること。

(研究開発部門)

第8条 研究開発部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 病院・部門システムの統合及び研究・開発に関すること。
- (2) 情報通信技術を活用した地域連携医療を支援するシステムの研究・開発に関すること。
- (3) 情報通信、電力エネルギー等のインフラの整備及び強化に係る研究・開発に関すること。
- (4) 病院・部門システムの統合及び強化による診療、教育、研究及び経営への支援に関すること。
- (5) その他研究開発部門の業務に関すること。

(運営委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、群馬大学医学部附属病院システム統合センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、センターの運営に関する事項を審議する。

第10条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 臨床主任会議から選出された教授 2人
- (4) 内科診療センターから選出された教員 4人(ただし、前号の委員が内科診療センターに属する場合は、その人数を除く。)
- (5) 外科診療センターから選出された教員 1人(ただし、第3号の委員が外科診療センターに属する場合は除く。)
- (6) 内科診療センター、外科診療センター及び第3号委員の属する診療科以外の診療科から選出された教員 各1人
- (7) 各中央診療施設等(センターを除く。)から選出された者 各1人
- (8) 薬剤部から選出された者 1人
- (9) 看護部から選出された者 1人
- (10) 経営企画課長、管理運営課長及び医事課長

(任期)

第11条 前条第3号から第9号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第12条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第13条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(報告)

第14条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第15条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 群馬大学医学部附属病院医療情報部規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。